

教職第38-2号
令和6年4月1日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立学校長 } 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長
(公印省略)

給与関係例規の改正について（通知）

下記の給与関係例規の改正について通知します。

記

1 教育委員会通知

- (1) 「教員特殊業務手当の運用方針要綱」の一部改正について
- (2) 「学校職員の通勤手当の運用について」の一部改正について

2 その他

- (1) 時間外勤務手当の手当額算定の基礎となる勤務1時間あたりの給与額の算定方法について

$\frac{(\text{給料月額}^{\ast 1} + \text{給料月額}^{\ast 1} \times 8.3 / 100) \times 12 \text{月}}{(52 [\text{週}] \times 38.75^{\ast 2} [\text{時間}]) - (\text{年間の休日の日数}^{\ast 3} \times 7.75^{\ast 2} [\text{時間}])}$

※1 給料表に掲げる額に1.01571を乗じた額（1円未満切り捨て）

※2 定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用短時間勤務職員含む）・任期付短時間勤務職員については、

38.75時間 → 週当たり勤務時間、

7.75時間 → 週当たり勤務時間÷5

となります。

※3 令和6年度は、**18日(139.5時間)**となります。（令和5年度：131.75時間）

- (2) 令和6年度における交通用具使用者（併用者を含む。）に係る通勤手当の月額算定方法について

2,000円 + (認定距離[km・端数切捨] - 2km) × 加算額※

※ 令和6年度は、**710円**となります。（令和5年度から変更はありません。）

担当 給与制度・退職手当担当
電話 048-830-6667

<規則等の概要>

1 教育委員会通知

(1) 「教員特殊業務手当の運用方針要綱」の一部改正について

大会名称の変更に伴い、教員特殊業務手当の運用方針要綱のうち、教員特殊業務手当の支給対象となる対外運動競技等一覧などを改めるもの。

(2) 「学校職員の通勤手当の運用について」の一部改正について

学校職員の通勤手当に関する規則第14条の「通勤の実情を実地に調査する等の方法」に、デジタル技術を用いて調査する方法を含むことを明確化する改正。